

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の一部修正（素案）に対する 意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の一部修正（素案）

2 意見の募集期間

令和3年12月17日（金曜日）から令和4年1月19日（水曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	6件
②提出方法	直接持参	1人 6件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	0人 0件
③政策等に反映した意見		4件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第5章 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画） 【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】			
1	P125 ③市民後見人の養成 平成27年度の市民後見人養成講座修了者のうち6人だけが本市の市民後見人と読めるが、NPO法人等の市民活動団体においても市民後見人が活動しているため、そのことがわかるような表現が望ましい。	ご指摘の箇所については、社会福祉協議会の取組を記載したもので、市からの委託により実施した市民後見人養成講座の修了者のうち、現在、社会福祉協議会の法人後見事業において後見支援員として登録され、活動されている方の人数を表したものです。 なお、NPO法人等の市民活動団体で活動されている市民後見人については、市で把握できておりませんので、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
2	P129 ③ 成年後見制度利用促進機能 ア 受任調整（マッチング）等の	ご指摘いただいた点について、「弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	支援 「弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉協議会等の法人後見を行う法人等」とあるが、NPO法人の存在を明確化することを希望する。	協議会及びNPO法人の法人後見を行う法人等」に修正します。	
3	P129 ③ 成年後見制度利用促進機能 ア 受任調整（マッチング）等の支援 現実的に後見人等の「交代」が重要な問題となっていることから、交代についての記述が必要と思われる。	ご指摘のあった後見人等の「交代」については、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画が、令和4年3月に閣議決定されたことから、「(略) 後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。<u>また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画中で、後見人等の交代の推進が示されていることから、必要な方策を検討します。</u>」に修正します。	修正有り
4	P130 イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援 市民後見人は養成講座修了者6人と限定しているように読み取れる。NPO法人等の市民活動団体においても市民後見人が活動しているため、そのことがわかるような記述が望ましい。	ここでいう6人とは、社会福祉協議会の後見支援員として活動中であることを述べたものですが、ご意見のとおり法人後見を受任しているNPO法人においては、市民後見人の養成講座を開催していることから、「これまで、市は社会福祉協議会に委託して、市民後見人の養成講座を開催し、修了者のうち、現在6人が社会福祉協議会の後見支援員として業務を行っています。<u>また、養成講座については、NPO法人等の市民活動団体が積極的に開催し、市民後見人として活動していることから、養成講座の開催以外の方法についても検討し、必要な支援を行っていきます。</u>」に修正します。	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
5	P130 イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援 市民後見人養成講座の開催以外の方法についても検討するとあるが、具体的に記述したほうがよい。	養成講座開催以外の方法について、今後、中核機関を設置した上で、関係機関等との意見を踏まえながら、幅広く検討することとしています。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
6	P130 ④ 後見人支援機能 支援対象が親族後見人のみであるように読み取れるため、親族のほか市民後見人についても支援対象としていただきたい。	後見人支援機能を充実させる背景には、親族後見人による経済的虐待や横領等の不正行為の兆候を早期に把握できるよう体制の整備を図る必要があるとされているためです。 このため、ご指摘のあった点について、見出しを「④ <u>親族</u>後見人支援機能」に修正します。	修正有り